

閣議口頭了解事項

最終処分関係閣僚会議の開催について

1. 開催主旨

高レベル放射性廃棄物の最終処分の問題について、将来世代に負担を先送りせず、国が前面に立って解決するべく、政府としての新たな取組方針を検討し、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的かつ積極的に推進するため、最終処分関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 出席者

議長 内閣官房長官
副議長 経済産業大臣
文部科学大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

原子力委員会委員長
内閣官房副長官

内閣官房副長官補
資源エネルギー庁長官

3. その他

会議は、内閣官房長官が主宰する。

会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。

会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。